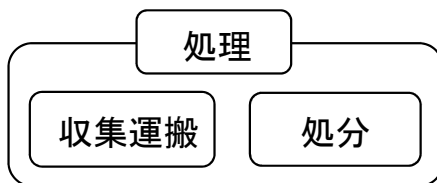


## 排出事業者の責任について その② ～産業廃棄物の処理基準とは？～

廃棄物処理法における排出事業者責任の1つとして、“処理基準と委託基準の遵守”が定義されています。

因みに、廃棄物処理法において“処理”とは、“収集運搬”と“処分(中間処理と最終処分)”であると読み取ることができます。



「処理基準を守れ」と言っても、多くの排出事業者様にとって自ら廃棄物を処分する機会はずりないので、排出事業者様が気を付ける基準としては、「自ら産業廃棄物を運搬する場合の基準」と「収集運搬業者に産業廃棄物を引渡すまでの保管基準」の2つだと考えて頂ければよいと思います。

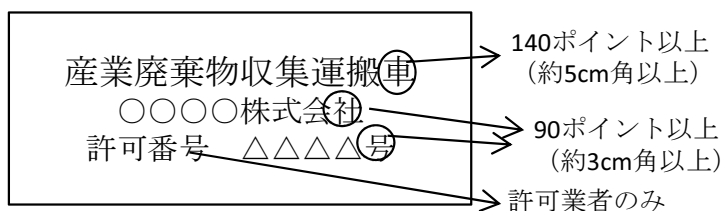
今回は、「自ら産業廃棄物を運搬する場合の基準」についてご紹介いたします。

### 処理基準

自ら収集運搬する場合の基準としては、法第12条第1項に定められている処理基準に従う必要があります。

#### 【処理基準】

- ①産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること
- ②悪臭、騒音、振動で支障が生じないように必要な措置をすること
- ③産業廃棄物の飛散、流出や悪臭発散するおそれのない密閉容器、運搬車両を用いること
- ④運搬車両の外側の見やすい場所に、ステッカー、ペイント等で右図のような表示を行う
- ⑤中間処理業者に産業廃棄物の処理を委託する場合は、マニフェストを備え付けること



### 処理基準遵守のためには？

上述の処理基準を遵守するために、下記のような方法が考えられます。

- ・飛散や流出防止のため、産業廃棄物やの容器は丁寧に扱う
- ・運搬車両については、アイドリングストップを励行する
- ・液状の廃棄物を運搬する場合は、廃棄物の性状に応じた容器又はタンク車を使用する
- ・積み込み等に重機を使う場合は可能な限り低騒音型のものを使用する
- ・臭気の強い産業廃棄物の場合は密閉容器を用い、車両に積載後カバー(幌)を掛ける

#### <まとめ>

排出事業者様が自ら産業廃棄物を運搬する場合でも様々な基準が適用されます。また、運搬に必要な容器や車両を揃える等、設備投資も必要になるので、適正な処理業者に委託の方が安全面・コスト面でも良いと考えられます。安全な業者の見分け方等は、次回以降で解説致しますので、是非ご覧ください。

**NEXT** 次回は「適正な処理業者の見つけ方」について解説致します。

発行: 株式会社浜田  
CSR担当 今井  
TEL: 072-686-3500